

## 【 投薬 】

### 744 ビタミンB<sub>12</sub>製剤【内服薬・注射薬】（糖尿病等）の算定について

《令和7年11月28日》

#### ○ 取扱い

次の傷病名に対するビタミンB<sub>12</sub>製剤【内服薬・注射薬】の算定は、原則として認められない。

- (1) 糖尿病
- (2) 腰痛症
- (3) 筋肉痛

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

ビタミンB<sub>12</sub>製剤は、傷ついた末梢神経を修復して疼痛やしびれを改善する作用や、赤血球中のヘモグロビンの核酸合成に葉酸とともに関与することにより貧血を改善する作用を有する。

糖尿病の合併症の一つとして末梢神経障害、腰痛症の原因として椎間板ヘルニアがあるが、糖尿病や腰痛症そのものに対してビタミンB<sub>12</sub>製剤は有効ではなく、また、筋肉修復効果もあるが、筋肉痛そのものに対する効果も期待できない。

以上のことから、上記(1)から(3)の傷病名に対するビタミンB<sub>12</sub>製剤【内服薬・注射薬】の算定は、原則として認められないと判断した。ただし、添付文書の効能・効果に上記傷病名が記載され、当該医薬品の投与が必要と判断される場合はこの限りではない。